相模原市文化財保存活用地域計画（案）　概要版

１　計画作成の背景と目的（序章）

本市においては、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通や橋本駅周辺へのリニア中央新幹線駅の設置決定などを受けて市域の開発ニーズが高まる一方で、中山間地域の過疎化の進行や全国的な少子高齢化の流れなど、人口減少社会が目前に迫り、伝統芸能をはじめとする地域独自の歴史文化の継承が途絶えるリスクが浮き彫りになっています。

また、社会環境の急激な変化によって引き起こされる様々な課題への対応に当たっては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉えるウェルビーイングの考え方を重視する必要性が高まっています。

このような背景の中、文化財の滅失・散逸等を防止し、地域全体で文化財を保存・活用するために『相模原市文化財保存活用地域計画』を作成するものです。本計画は、『未来へつなぐ　さがみはらプラン～相模原市総合計画～』に掲げる本市の将来像の実現に向け、シビックプライドの向上、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成、ウェルビーイング社会の実現を基本的な取組の姿勢として、文化財政策を先導する性格を持つものとしています。

２　本計画の位置付け（序章）

本計画は、本市の文化財の保存・活用に関する総合的な法定計画であり、地域の歴史や文化にまつわる背景に沿って多様な文化財を俯瞰（ふかん）し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴を生かした地域振興に資するとともに、確実に文化財の継承が図られることを目的とします。

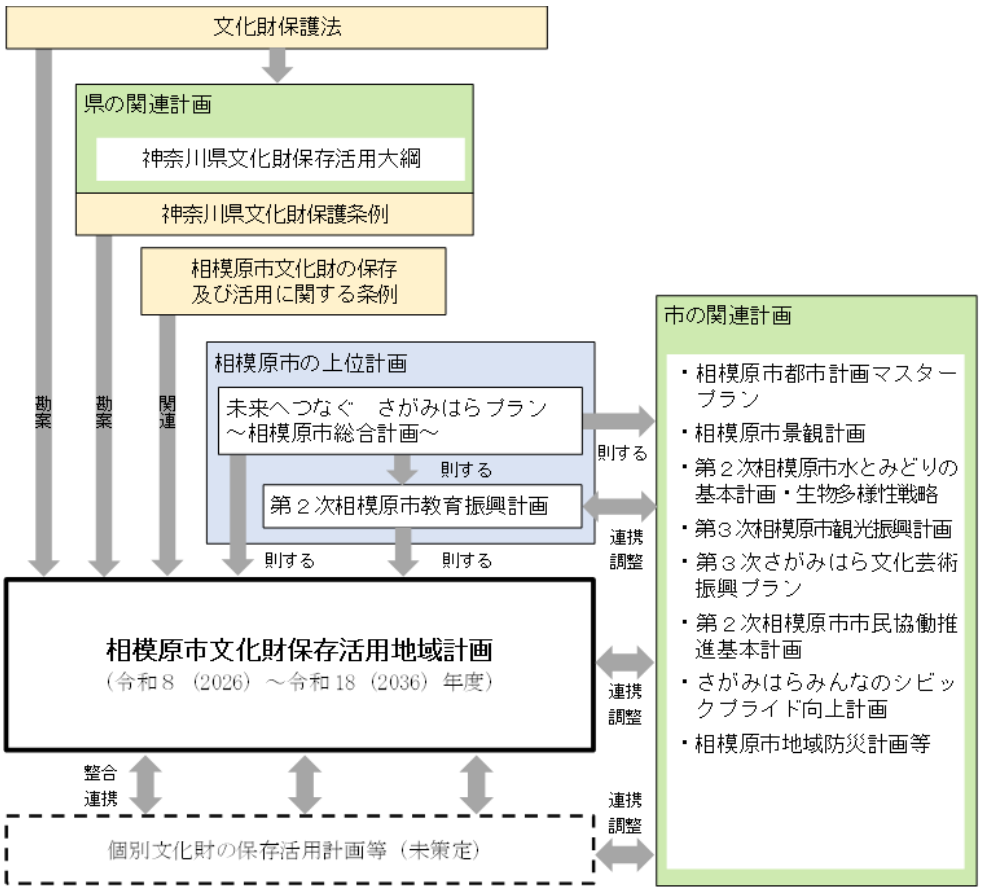

3　計画期間（序章）

本計画の期間は、令和８（2026）年度から令和 18（2036）年度までの 11 年間とします。なお、現行の総合計画（基本計画）が令和９（2027）年度に完了し、令和 10（2028）年度から次期総合計画に移行する予定であることから、次期総合計画の策定時期に合わせ、必要に応じ令和９（2027）年度に計画見直しを行うものとします。

計画期間の設定

計画名	年度										
	1期		2期			3期			4期		
	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12	2031 令和13	2032 令和14	2033 令和15	2034 令和16	2035 令和17	2036 令和18
未来へつなぐ さがみはらプラン ～相模原市総合計画～	基本計画				次期計画（未定）						
相模原市文化財 保存活用地域計画		見直し								次期計画作成	

4　本市の概況を踏まえた計画の対象と歴史文化の特性（第１章～第３章）

本計画では、本市の自然的・地理的・社会的・歴史的環境及び文化財に関する調査を踏まえた上で、歴史文化に関わる全ての有形・無形の所産及びこれらを取り巻く周辺の環境からなる歴史的・文化的所産を「さがみはら地域遺産」と定義し、これを計画対象とします。

さがみはら地域遺産には、次に示す「文化財」と「その他の歴史的・文化的所産」が該当します。

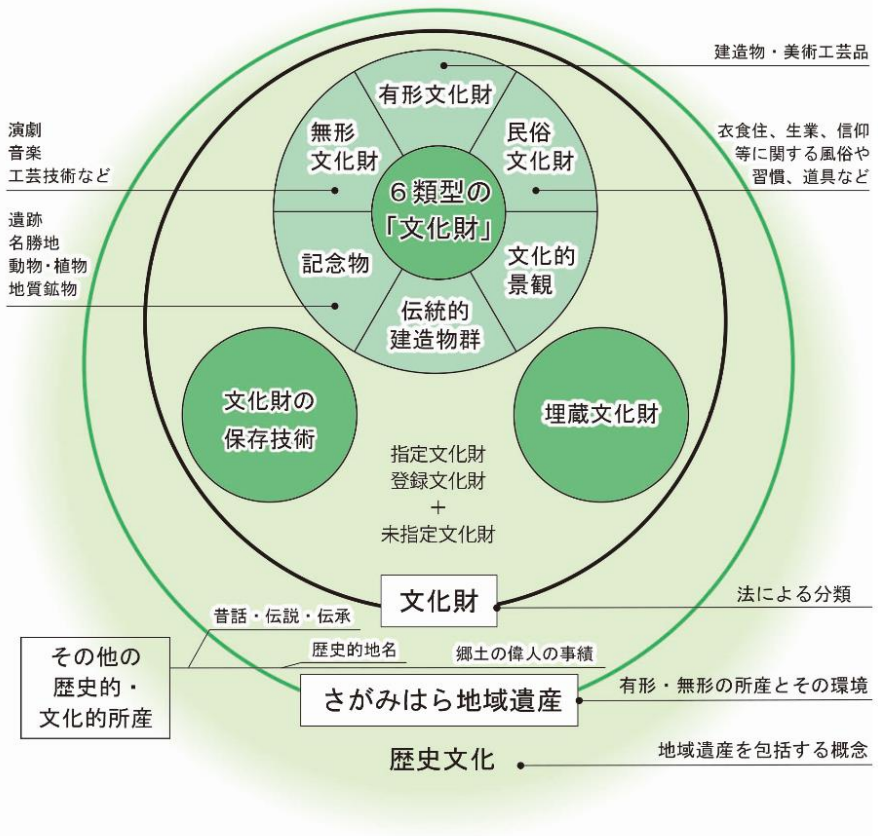

「さがみはら地域遺産」の概念図

５　文化財の保存・活用に関する将来像と基本方針・取組（第４章～第５章）

本市の文化財を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少へと社会が変化していく中で、文化財の担い手不足に陥るという大きな課題に直面しています。これによる文化財の滅失・散逸等を防ぐため、本市の文化財全体の様々な事柄を確認し、文化財所有者・管理者のみならず、市や市民、団体、専門家など多様な主体と手を取り合い、地域全体で文化財を保存・活用していくための取組や仕組みづくりを目指し、本計画の掲げる将来像を「みんなでつなぐ　さがみはらの歴史文化と豊かな市民文化の創造」としました。

また、これを実現するため、４つの視点から課題を整理するとともに、13 の基本方針に基づき、「行政」、「市民」、「各種団体」、「所有者・管理者」及び「専門家」の取組主体が、さがみはら地域遺産全般を対象とした保存・活用に取り組んでいきます。

目指すべき将来像・視点・基本方針の関係性

６　文化財の一体的・総合的な保存・活用（第６章）

本計画では、個々の文化財の課題に対して取組を実施するとともに、文化財を一体的に、そして総合的に保存・活用していく取組を併せて行っていきます。

具体的には、複数の文化財を群として捉える関連文化財群の設定、また空間的な枠組みで文化財を捉える文化財保存活用区域の設定を行います。さらに、新たにさがみはら地域遺産制度を創設し、さがみはら地域遺産ネットワークを構築することにより、さがみはら地域遺産を包括的に保存・活用していくことで、将来像の実現を目指します。

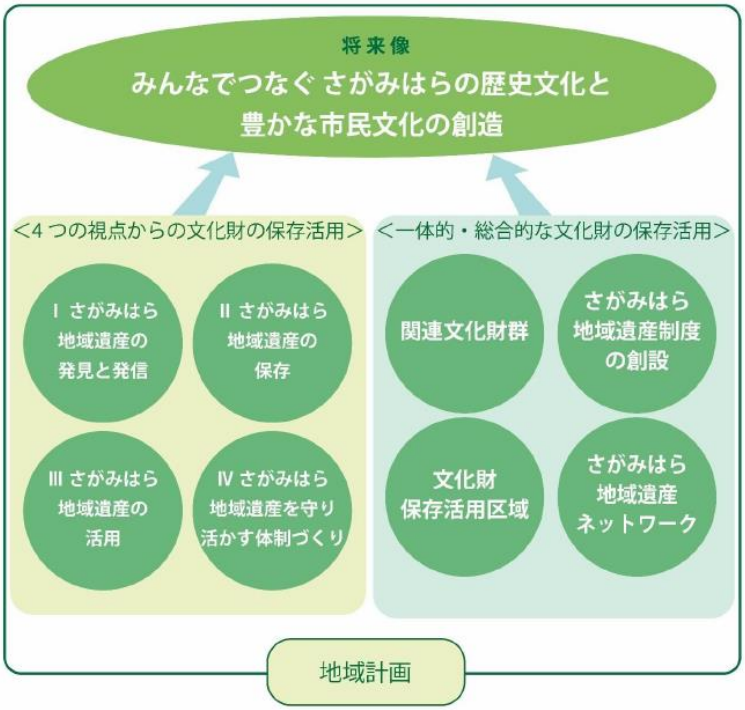

本計画全体の体系図

７　文化財の防災・防犯（第７章）

本市における防災・防犯に関する現状と課題を整理し、文化財の防災・防犯の方針を設定します。

設定に当たっては、文化庁・消防庁・国土交通省が作成した『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』（令和２（2020）年 12 月改訂）等を参考に、防災・防犯対策を推進します。

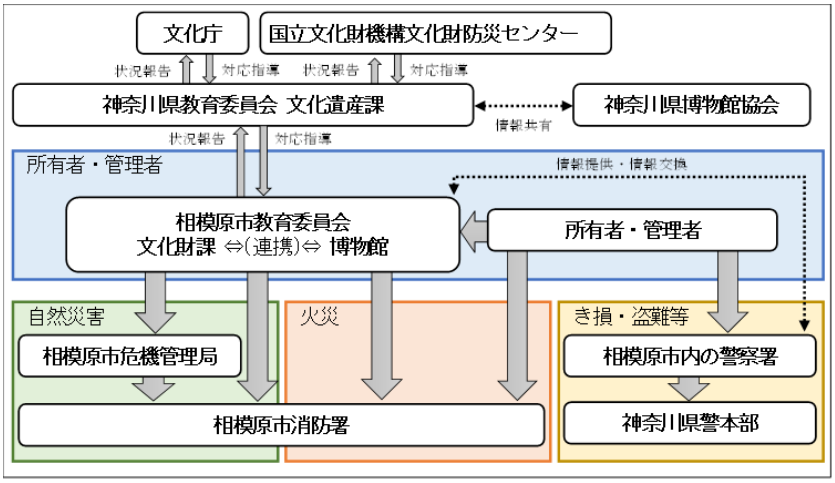

文化財の防災・防犯体制図

８　文化財の保存・活用の実施体制及び推進体制（第８章）

基本方針に基づき、多様な主体が助け合い、協力するための体制整備と、庁内の連携体制の強化を図るとともに、国や県、関係機関との連携を進めます。

さらに、個人や民間団体との協力体制を構築し、多様な主体の参加により文化財の保存・活用を進めていきます。